

文化活動・交流の拠点

ふれあい倉庫「赤れんが6号」

## ■ ふれあい倉庫イベント情報

【カルチャーホール】

**PHP ほんとうの時代友の会全国交流会・札幌当別大会**

日時 6月28日(土) 13時～

主催 同実行委員会(詳しくは、14ページを)

詳細 高橋千枝子(☎23-3412)

**カラオケと生バンドの発表会**

日時 6月29日(日) 13時～ 入場料 1,500円

主催 ナツメロの会

詳細 松谷(☎090-3110-2583)

【多目的ホール】

**高野三男油絵展**

高野先生(80歳)は、東裏出身で昭和24年から35年まで当別中学校で教諭を勤められました。その後、石狩管内の小・中学校にて勤務され、現在は北広島市に在住し、同市の美術協会で活躍されています。この度、故郷の当別で個展を開催することになりました。

日時 6月11日(水)～15日(日)

10時～17時(最終日は15時まで)

主催 当中第4期生

詳細 鎌仲(☎23-3928)

**きらり工房会員展**

日時 6月21日(土)～22日(日) 10時～17時

主催 きらり工房

詳細 井川(☎090-9529-1155)

## ★ふれあい倉庫1周年記念セールを開催★

◆日時 6月8日(日) 9時30分～13時30分

◆地場産品コーナー 旬な野菜が勢揃い!!

・農家自慢の新鮮野菜と切花、加工品が登場!

◆多目的ホール 海の幸も取り揃えます。

◆休憩コーナー おいしい当別を食べよう!

・地元の野菜で作ったオリジナル料理を試食できる

詳しくは、新聞チラシをご覧ください。

▼問合せ ふれあい倉庫(☎27-6600)



新鮮な野菜を用意してお待ちしています

続

町長の日記

平成20年5月16日(金)

今年5月に入ってからミャンマーのサイクロンで3万人くらい死者が出た。

「高波が押し寄せてきたので小さい子を二人抱えヤシの木に登ったが波が腕から4歳の子をはぎとった。妻と上の子は登る所がなく呑み込まれた」と言う新聞記事に続いて、中国では大地震により5万人くらいが死亡した大ニュースがテレビで報道された。

ガレキを指差して「この下に私の弟がいるの」と号泣と絶望と残骸のあまりにも生々しい報道に日本でも、自分の家族と重なって耐えられない思いになった人は少なくないと思う。

私は近年仕事で東京に行く事が多いが一日が終わって夜、10数階建てのホテルで一人になった時、「もし東京で大地震に遭ったら、自分は何日で当別に帰れるだろう?」と思うことがある。地方で暮らしている者が東京に少しばかり馴れてくると、大都市には不安が一杯ある事に気付いてくる。

テロなどに備えて首都圏は、沢山の警察官で万全の警備をしているし、東京の建造物は中国より安全に出来ているとは信じているが大地震が東京に与える打撃は計り知れないのではなからうか?

日本は東京を“こんなに大きくしてしまって”本当に大丈夫なのだろうか? 当別の人は田舎暮らしがどんなに安全で貴いものかをもっと都市に教える義務があるかも知れない。

計らずも今日、当別町行政推進員会議で災害対策の事が話題になったが、当別町には195ページの地域防災計画書があり、自衛隊・警察・消防・病院など15機関以上の連携を細かく策定して各家庭に、そのダイジェスト版の「防災マップ」を配っているが、津波もなく高層ビルも少ないこの町では、日頃から隣近所が話し合い協力し合う事が一番の対策だと皆さん思っているようだった。

妻と愛犬サリーと共に夜の散歩でスウェーデン大通りのチューリップが今年も人々に愛でられて最後まで咲き終えた姿を見て平和な町だと実感した。

当別町長 泉 幸彦



# の お知らせ

住民税が増え、所得税の軽減が無くなった方へ還付を行います。

## 制度の内容

住民税の税率が上昇したことに伴う負担の増加を受け、その分所得税の軽減を受けることができなくなった方については、既に納付済みの平成19年度分住民税から負担増となった住民税相当額を申告により還付します。

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、平成19年度分の住民税（平成18年中の所得で計算）で税負担が上がった分を平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまいます。

このため、平成19年度分の住民税を移譲前の住民税額まで減額する経過措置が設けられています。

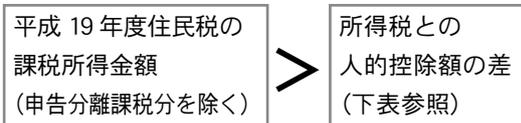
なお、社会保険料控除・医療費控除・住宅ローン控除など、人的控除以外の控除額が増加したことに伴い、平成19年分の所得税がかからなくなった場合については、この経過措置は適用されません。

■詳細 税務課税務係 ☎ 23 - 2332

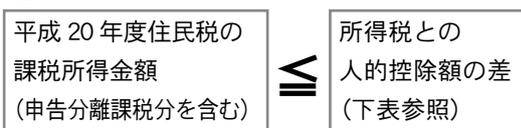
## 対象者手続き

### ■対象者（次の①、②を満たす方）

①



②



### ■計算方法

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を、差し引いた額を減額します。

※既に納税済みの場合は、還付します。

### ■申告期間

7月1日から7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告する必要があります。

## 人的控除額の差

所得控除		所得税	住民税	差額
障害者控除	普通障害者	27万円	26万円	1万円
	特別障害者	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一般寡婦	27万円	26万円	1万円
	特定の寡婦	35万円	30万円	5万円
寡夫控除		27万円	26万円	1万円
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一般配偶者	38万円	33万円	5万円
	老人配偶者	48万円	38万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円以上45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶養控除	一般扶養	38万円	33万円	5万円
	特定扶養	63万円	45万円	18万円
	老人扶養	48万円	38万円	10万円
	同居老親等	58万円	45万円	13万円
同居特別障害者加算		35万円	23万円	12万円
基礎控除		38万円	33万円	5万円